

サバイバル運用方針新旧

新	旧
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針</p>
<p>平成23年4月 1日 国自旅第 21号 改正 平成24年3月30日 国自旅第215号 改正 平成26年3月31日 国自旅第635号 改正 平成26年5月13日 国自旅第 27号 改正 平成27年4月 9日 国自旅第 9号 改正 平成27年5月29日 国自旅第 40号 改正 平成28年6月15日 国自旅第 54号 改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 37号 改正 令和 2年7月31日 国自旅第150号 改正 令和 2年9月30日 国自旅第221号 改正 令和 3年3月22日 国自旅第485号 改正 令和 3年4月 1日 国自旅第519号</p>	<p>平成23年4月 1日 国自旅第 21号 改正 平成24年3月30日 国自旅第215号 改正 平成26年3月31日 国自旅第635号 改正 平成26年5月13日 国自旅第 27号 改正 平成27年4月 9日 国自旅第 9号 改正 平成27年5月29日 国自旅第 40号 改正 平成28年6月15日 国自旅第 54号 改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 37号 改正 令和 2年7月31日 国自旅第150号 改正 令和 2年9月30日 国自旅第221号 改正 令和 3年3月22日 国自旅第485号</p>
<p>地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（令和3年2月16日国総地第98号、国鉄事第635号、国自旅第408号。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p>	<p>地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（令和2年4月2日国総地第81号、国鉄都第266号、国自旅第335号。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p>
<p>1. 補助対象事業者について 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（令和3年2月16日国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等</p>	<p>1. 補助対象事業者について 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（令和2年4月2日国総地第80号、国鉄都第265号、国自旅第334号。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の</p>

サバイバル運用方針新旧

<p>の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</p> <p>2. 補助対象経費について</p> <p>要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。</p> <p>3. 補助額の算定について</p> <p>【1】共通事項</p> <p>(1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。</p> <p>(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>【2】バス車両関係</p> <p>(1) 通常車両価格</p> <p>ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。</p> <p>7m未満 : 1,340万円</p>	<p>事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</p> <p>2. 補助対象経費について</p> <p>要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。</p> <p>3. 補助額の算定について</p> <p>【1】共通事項</p> <p>(1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。</p> <p>(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>【2】バス車両関係</p> <p>(1) 通常車両価格</p> <p>ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。</p> <p>7m未満 : 1,340万円</p>
--	---

サバイバル運用方針新旧

7m以上9m未満 : 1, 540万円

9m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した令和3年度における基準値引率は13.83%とする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、実施要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

・運賃箱

・両替機

・整理券発行機

7m以上9m未満 : 1, 540万円

9m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

(新設)

・カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）

・運賃表示器

・行き先表示器

・停留所名表示器

・放送装置

・集中操作盤

・バックカメラ・バックカメラ専用モニター

・乗降中表示灯

・通路セフティランプ

・間接確認装置

・急停車注意等

・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）

・側・後窓着色ガラス

・100V コンセント 0RUSB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 福祉タクシー車両関係

（1） 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

【3】 福祉タクシー車両関係

（1） 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

サバイバル運用方針新旧

<p>ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円</p> <p>イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円 (ユニバーサルデザインタクシーを含む。)</p> <p>ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円</p> <p>(2) 改造の場合の補助額</p> <p>タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。</p> <p>ア. リフトを装着するための改造 : 1両当たり35万円</p> <p>イ. スロープを装着するための改造 : 1両当たり25万円</p> <p>ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両当たり55万円</p> <p>(3) 福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い</p> <p>要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。</p>	<p>ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円</p> <p>イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円 (ユニバーサルデザインタクシーを含む。)</p> <p>ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円</p> <p>(2) 改造の場合の補助額</p> <p>タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。</p> <p>ア. リフトを装着するための改造 : 1両当たり35万円</p> <p>イ. スロープを装着するための改造 : 1両当たり25万円</p> <p>ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両当たり55万円</p> <p>(3) 福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い</p> <p>要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。</p>
---	---

別表1

補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック・点状ブロック)、音声誘導装置

別表1

補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック・点状ブロック)、音声誘導装置

サバイバル運用方針新旧

	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所		障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの		その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの
バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等	バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ		ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの		その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

(注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

4. 交付決定条件について

【1】令和2年度第三次補正予算を財源とする補助事業については、令和2年12月15日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。令和3年度予算を財源とする補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、指定した時点より前に着手

(注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

4. 交付決定条件について

(新設)

サバイバル運用方針新旧

した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は交付申請時までに充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

5. 補助事業完了日、実績報告書提出日について

ユニバーサルデザインタクシーについては、執行適正化の観点から、以下の日までに補助事業を完了のうえ、実績報告書を大臣に提出するものとする。

補助事業完了日 : 12月末日

実績報告書提出日 : 上記完了日の翌年の1月末日

上記によることが困難な場合は、予め国土交通省に困難であること及びその理由並びに補助事業完了予定時期を報告することとする。

6. 令和元年第一次補正予算における地域公共交通バリア解消促進等事業の残額の活用

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則(令和2年2月5日国

ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は交付申請時までに充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

5. 補助事業完了日、実績報告書提出日について

ユニバーサルデザインタクシーについては、執行適正化の観点から、以下の日までに補助事業を完了のうえ、実績報告書を大臣に提出するものとする。

補助事業完了日 : 12月末日

実績報告書提出日 : 上記完了日の翌年の1月末日

上記によることが困難な場合は、予め国土交通省に理由を説明の上承諾を受けるものとする。

6. 令和元年第一次補正予算における地域公共交通バリア解消促進等事業の残額の活用

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則(令和2年2月5日国

サバイバル運用方針新旧

総地第57号、国総交第97号、国鉄都第111号、国鉄事第361号、国自第253号)により定められた令和元年第一次補正予算事業の残額は、同附則により定められた事業のほか、同要綱第2編第1章第3節に定められた車両減価償却費等国庫補助金及び附則(令和2年7月1日国総地第34号、国総モ第16号、国鉄都第87号、国鉄事第78号、国内海第29号、国空自第414号)に定められた地域公共交通感染症拡大防止事業に充てることができることとする。

総地第57号、国総交第97号、国鉄都第111号、国鉄事第361号、国自第253号)により定められた令和元年第一次補正予算事業の残額は、同附則により定められた事業のほか、同要綱第2編第1章第3節に定められた車両減価償却費等国庫補助金及び附則(令和2年7月1日国総地第34号、国総モ第16号、国鉄都第87号、国鉄事第78号、国内海第29号、国空自第414号)に定められた地域公共交通感染症拡大防止事業に充てることができることとする。